

別添 1

環境報告書¹ 審査² 基準 (案)³

一般基準

1. 環境報告審査人
環境報告書審査は、適切な専門的能力と実務経験を有する者（以下、環境報告審査人⁴）が、本環境報告書審査基準に準拠して行わなければならない。
2. 環境報告書審査の意義
環境報告書審査は、事業者が責任をもって作成・公表する環境報告書について、環境報告審査人が環境報告書に係る利害関係者のために、審査基準に照らした審査手続を実施し、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成開示基準準拠性に関する結論を表明するものである。
3. 審査の質
環境報告審査人は、適切な審査の質の管理⁵を行わなければならない。
4. 独立性
環境報告審査人は、審査実施にあたり、常に公正不偏の態度を保持し、何事にも束縛されず自由に結論を表明する立場を堅持しなければならない。⁶
5. 正当な注意義務
環境報告審査人は、専門家として通常払うべき注意をもって審査を実施しなければならない。
6. 守秘義務
環境報告審査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏洩し又は盗用してはならない。

実施基準

1. 十分かつ適切な根拠資料
環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成開示基準準拠性に関する結論を表明するために、十分かつ適切な根拠資料を入手しなければならない。
2. 審査計画
環境報告審査人は、環境報告書審査を効果的かつ効率的に実施するために環境報告書審査計画を策定しなければならない。
3. リスク評価
環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項に重要な虚偽記載がもたらされる可能性に関するリスク評価を行い、その結果を環境報告書審査計画に反映し、これに基づき環境報告書審査を実施しなければならない。
4. 実施手続
環境報告審査人が、十分かつ合理的な環境報告書審査根拠資料を入手するに当たっては、必要な調査により組織の内部統制リスク等を評価するための評価手続を実施の上、環境報告書審査上のリスク⁷を総合的に評価し、環境報告書審査対象事項の審査要点の直接的な立証のために実証手続を実施しなければならない。
5. 記録の維持
環境報告審査人は、環境報告書審査計画及びこれに基づき実施した環境報告書審査手続の内容並びに判断の過程及び結果についての記録⁸を維持しなければならない。
6. 他の専門家による業務結果の利用
環境報告審査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家の能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が環境報告書審査の根拠として適切であるかを検討しなければならない。

報告基準

1. 審査報告の内容

環境報告審査人は、環境報告書審査報告書において、実施した審査手続の概要及び環境報告書の審査対象事項の正確性及び作成開示基準準拠性についての結論を明瞭に記載しなければならない。

2. 審査報告書記載事項

環境報告書審査報告書には、表題⁹、あて先、審査の目的¹⁰、審査対象及び対象期間¹¹、事業者及び環境報告審査人の責任¹²、審査の実施手続¹³、結論、その他の記載事項¹⁴、日付、環境報告審査人の名称¹⁵を記載しなければならない。

3. 結論表明の差し控え

環境報告審査人は、環境報告書審査範囲の制約により、環境報告書審査対象事項に対する結論表明のために、十分かつ適切な根拠資料を入手することができなかつたときには、結論を表明してはならない。この場合には、環境報告書審査対象事項に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

-
- ¹ 将来、持続可能性報告書について検討することが望まれるが、当面は「環境報告書」の用語を用いる。なお、既に発行されている持続可能性報告書や社会環境報告書などについても本仕組みの対象と考える。
- ² 「審査」とは、環境報告書審査対象事項の作成開示基準準拠性とその正確性についての審査を行うことである。作成開示基準準拠性とは、環境報告書が環境報告書作成基準の項目を満たして作成されているか否かを審査することであり、その正確性とは、環境報告書に記載された情報のうち、審査対象事項が適切な手続で収集・集計され、間違いのないものであるか否かを審査することである。
また、当面、審査対象事項とした項目の正確性や作成開示基準準拠性を審査することとするが、例えば、環境保全に関する目標・計画の達成可能性などについても、社会からの要請や実務の成熟を勘案しながら、必要に応じて対象の見直しを行うことが望ましい。
- ³ 本基準案で用いられている名称は、全て仮称である。
- ⁴ 新たに環境報告審査人を登録する場合には、環境報告審査人に必要な知識、専門的能力及び実務経験に関する試験等を実施する場合、当該項目に関する資格保持者には、その試験を免除する、活動経歴を確認する等によって、既存の資格を有効活用することが考えられる。
- ⁵ 審査の質の管理には、業務実施過程、結論の表明のための必要なチェック、複数の環境報告審査人（登録した環境報告審査人の他、登録していない審査業務従事者でチームを編成する）で審査する場合の、審査業務従事者の適格性を確保し、適切な指示、指導及び監督を行うこと等が含まれる。
- ⁶ 「公正不偏の態度」とは、経済的独立性及び精神的独立性をいう。「何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場」とは、審査の実施にあたり事業者から必要な根拠資料が障害なく提供されるとともに、自由に審査結果を述べることができ、審査対象となる事業者により結果の修正がなされることはないことをいう。
- ⁷ 審査上のリスクの総合的な評価とは、環境報告書審査対象事項の性質に起因するリスク、事業者の内部統制に関するリスク、審査手続上のリスクをそれぞれ勘案し、統合されたリスクを評価することをいう。
- ⁸ 維持すべき記録としては、環境報告書審査計画書、環境報告書の個別の審査対象事項に対する結論が記載された環境報告書審査調書、環境報告書審査の実施過程における指摘事項及びそのフォローアップ調書、環境報告書の記載事項に対する総合的な意見形成に関する調書、環境報告審査人の総合意見に対する審査調書、環境報告書審査チームの構成に関する評価調書、その他環境報告書審査の実施過程で入手した重要な資料、などがある。
- ⁹ 環境報告書に関する審査報告書であることを明瞭に記載する。
- ¹⁰ 審査の目的には、環境報告書に係る利害関係者のために、当該環境報告書の審査対象事項の記載情報の正確性、環境報告書作成開示基準への準拠性の審査である旨を記載する。現時点では、社会的に合意された環境報告書作成開示基準はない。
- ¹¹ 審査対象には、環境報告書のうち具体的に対象とした事項及び対象期間を記載する。
- ¹² 事業者が環境報告書の作成についての責任を有している旨及び環境報告審査人の責任は環境報告書審査報告書について表明した自己の結論にある旨を記載する。
- ¹³ 本審査基準に準拠して審査を実施した旨及び実施した審査手続の概要を記載する。
- ¹⁴ 例えば、審査結果によって環境報告書の記載内容全ての信頼性が担保されるわけではないこと、環境報告審査人と審査対象となる環境報告書の作成者たる事業者との利害関係の有無及びその内容、結論を導くために用いた判断基準の有無及びその内容、その他結論の表明に加えて特に説明が必要と認められる事項、などの記載が想定される。
- ¹⁵ 環境報告審査人が組織の場合には、組織の名称と代表者氏名を記載する。